

危機管理方針

(目的)

第1条 本方針は、危機が発生した場合に、特定非営利活動法人育て上げネット（以下、「当法人」という。）本部および事業所の利用者、職員及び関係者の安全を確保し、その被害を最小限にとどめるための行動指針を定めたものである。

(定義)

第2条 危機とは、利用者、職員及び当法人に重大な被害、影響を及ぼすものであって、発生を事前に予知することが困難な事象を指す。

- 2 職員とは、理事、役員、職員、フェロー、インターン等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動にかかわるすべての者をいう。
- 3 利用者とは、当法人の提供するサービスを利用するか、もしくはイベントやセミナーなどに参加する全ての者を指す。
- 4 関係者とは、職員と利用者を除く当法人の活動に関わる法人、団体、組織もしくは個人を指す。

(原則)

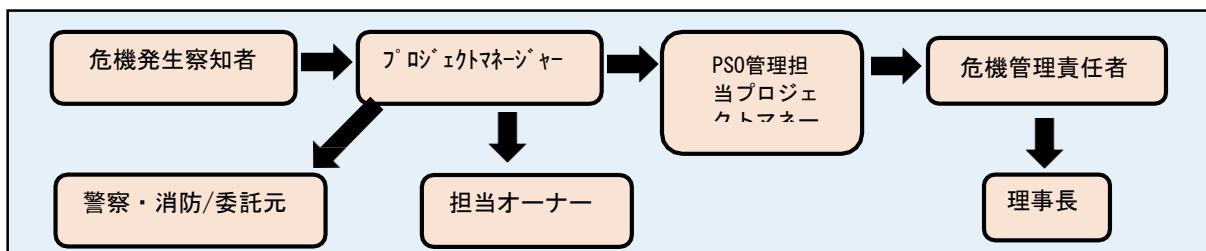
- 第3条 危機が発生した場合には、第一に利用者の安全を図るべく行動し、次いで職員および関係者の安全を確保するよう努めなければならない。
- 2 危機発生後は、危機による被害の拡大を防ぐとともに、出来る限り速やかな原状の復帰に努めるものとする。ただしその場合においても、職員は本条1項の内容を優先しなければならない。

(危機管理責任者)

- 第4条 危機発生時及びその後の対応の実務責任を負う者として、危機管理責任者を置く。
- 2 危機管理責任者には、事務局長を充てる。但し、危機発生時に危機管理責任者が不在の時は、執行役員のうちからあらかじめ決めた方法で選任する。
 - 3 必要に応じ、危機管理責任者は業務を補佐するスタッフを職員の中から選任することが出来る。

(体制)

第5条 危機発生時には迅速な対応と共に、危機の内容を速やかに報告しなければならない。報告の順序は以下のとおりとする。



(危機管理本部)

第6条 危機発生時には、危機管理責任者の要請により理事長を本部長とする危機管理本部を設置する。

- 2 危機管理本部は本部長のほか、危機管理責任者、経営担当執行役員、及び危機管理責任者が指名した職員を構成員とする。
- 3 危機管理本部は、以下の基準に基づき解散する。
 - (1) 危機に伴って生じたリスクが払拭されたとき
 - (2) 通常業務が再開されたとき
 - (3) 本部長が解散を宣言したとき

(措置)

第7条 危機発生を察知した職員は速やかに担当のプロジェクトマネージャーに報告し、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。必要な措置の内容は、別途「危機管理マニュアル」に定める。

(努力)

第8条 職員は、本方針並びに「危機管理マニュアル」に則って、自身を含めた関係者の安全確保に最大限努めるものとする。

(連絡網の整備)

第9条 危機管理責任者のもとで、危機発生時に必要となる利用者、職員及び関係者との連絡網を整備する。

(その他必要な措置)

第10条 危機管理責任者は、危機発生時に必要となる対応、機材、また危機に備えるための教育、啓蒙その他の必要な措置について、適宜対応を取るものとする。

(方針の見直し)

第11条 危機管理責任者は本方針の見直しを必要に応じて行い、見直し後の内容を速やかに職員に周知徹底するものとする。

特定非営利活動法人育て上げネット

理事長 工藤 啓

令和4年4月1日 制定
令和5年7月1日 改定